

○小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付要綱

平成17年3月31日

規程第14号

改正 平成21年3月31日規程第18号

平成22年3月31日規程第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山市内に住所を有する求職者の技能向上を奨励し、市内の雇用の促進を図ることを目的に、求職者が技能向上のための教育訓練を受けた場合に小山市求職者技能向上教育訓練奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、厚生労働大臣が、職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程（平成16年厚生労働省告示第211号）第1条に規定する教育訓練（以下「対象教育訓練」という。）を平成17年4月1日以降に修了した市内に住所を有する求職者で、その対象教育訓練に対し公的な給付金等の支給対象とならないもののうち、対象教育訓練修了時に公共職業安定所において求職者登録を行っているものとする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、対象教育訓練の受講に際し、交付対象者が教育訓練施設に対し支払った入学料及び受講料の100分の50の額とし、15万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 交付対象者が奨励金を受けようとするときは、小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により対象教育訓練の修了後30日以内に、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し及び教育訓練給付金支給要件回答書

(2) 対象教育訓練に要した入学料及び受講料の領収証の写し

(3) 対象教育訓練の修了証の写し

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査し、奨励金の交付の可否を決定し、小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する奨励金の交付の可否の決定に当たり、申請者の同意の上、教育訓練給付金の支給状況等についての調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付を適当と認めた者に対しては、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、虚偽又は不正な手段により奨励金の交付を受けた者があるときは、その者から、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の対象教育訓練の特例)

2 第2条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の対象教育訓練は、市長が同条に規定する対象教育訓練と同等と認める市内の教育訓練施設が実施する教育訓練を含むものとする。

附 則（平成21年3月31日規程第18号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第17号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際現に対象教育訓練を受講している交付対象者のうち、平成22年3月31日までに修了したものに係る奨励金の額については、なお従前の例により、同日後に修了したものに係る奨励金の額については、改正後の小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付要綱の規定による。

様式第1号(第4条関係)

小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付申請書

年 月 日

小山市長 様

申請人 住所

氏名



小山市求職者技能向上教育訓練奨励金の交付について、小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付請求金額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し及び教育訓練給付金支給要件回答書
- (2) 対象教育訓練に要した入学科及び受講料の領収証の写し
- (3) 対象教育訓練の修了証の写し

振込先

金融機関名	
口座番号	普通
ふりがな 口座名義	

様式第2号(第5条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付(不交付)決定通知書

申請人 住所
氏名 様

小山市長

年 月 日付けで申請のありました、小山市求職者技能向上教育訓練奨励金については次の通り決定しましたので、小山市求職者技能向上教育訓練奨励金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 交付
不交付
- 2 交付決定金額 金 _____ 円
- 3 振込先 貴指定の口座

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）